

## 延滞金について

○平均貸付割合(財務大臣が告知する割合)が、令和3年では「年0.6%」から「年0.5%」に下がります。また、平均貸付割合に加算する割合が「1%」から「0.5%」に引き下げられます。(一部の延滞金は現行の水準が維持されます)

	内容	本則	改正前 (地方税法附則第3条の2)	令和2年中	改正後	令和3年中
延滞金	法定納期限を過ぎて履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	14.6%	特例基準割合(平均貸付割合+1%)+7.3%	8.9%	平均貸付割合に加算する率は変更なし。名称を「延滞金特例基準割合」(※1)に改正	8.8%
1か月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	特例基準割合(平均貸付割合+1%)+1%	2.6%	平均貸付割合に加算する率は変更なし。名称を「延滞金特例基準割合」(※1)に改正	2.5%
納期限の延長	法人市民税等について納期限の延長があった場合に課されるもの(法第327条第1項及び第4項)	7.3%	特例基準割合(平均貸付割合+1%)	1.6%	平均貸付割合+0.5%	1.0%
徴収の猶予等	納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	7.3%	特例基準割合(平均貸付割合+1%)	1.6%	猶予特例基準割合(平均貸付割合+0.5%)	1.0%



(令和3年1月1日以降に対応する期間から)

※1 延滞金特例基準割合は「平均貸付割合+1%」